

独占禁止法に関する企業コンプライアンスについての アンケート調査結果（概要）

1. 調査の趣旨

独占禁止法改正，公益通報者保護制度の創設，会社法の施行，証券取引法の改正等，企業コンプライアンスの向上を求める動きの強まり
企業不祥事が多発し，独禁法関係でも，多数の入札談合事件の摘発，大手企業についても相当数の累犯事例の発生

公正取引委員会として，企業コンプライアンスの実態を把握するため，上場企業約 1700 社を対象として，アンケート調査を平成 18 年 1 月に実施

2. 調査結果

(1) コンプライアンス・マニュアルの策定及び組織体制の整備

86%の企業がマニュアルを策定しているものの，約半数の企業が 2003 年以降に策定
7 割の企業でコンプライアンス委員会を設置しているが，社長が委員長を務める企業は 38%，副社長が務める企業は 10%にとどまる

(2) 独占禁止法関係のコンプライアンスの取組

約半数の企業が自社でも独禁法違反が起こり得るという危機感をもっている
44%の企業が独禁法に関する研修を行っておらず，56%が社内監査を行っていない
77%の企業がヘルプラインを設置していたが，そのうちの 81%の企業で独占禁止法関係の利用実績がない

(3) 独禁法関係のコンプライアンスの実効性確保

55%の企業が独禁法関係のコンプライアンス徹底のためには経営トップの意識が重要と認識
経営トップの関与について，7 割の企業で経営トップ自らコンプライアンスの重要性を呼びかけているが，法令違反発見時の対応を経営トップ自ら行う企業は，約 3 割にとどまる
自社のコンプライアンスのシステムについて，形式的にも実質的にも十分と認識している企業は 3 割程度であり，約 7 割の企業が何らかの改善の余地があると認識

(4) 独禁法改正に伴うコンプライアンスの取組の見直し

独禁法改正を受けて社内監査を実施した企業は 7%にとどまる
23%の企業が課徴金減免制度の利用を考慮

(5) 欧米諸国との比較

多くの企業が，競争法について，日本に比較して欧米が厳格であると評価

3. まとめ

マニュアル策定，コンプライアンス委員会及びヘルプラインなどの体制整備については，調査対象とした一部上場企業の 7，8 割程度で実施していたが，これらが実施されたのは比較的近年であり，実際の利用状況が低いなど実質的な企業コンプライアンスの向上は，これからの課題。今後，このような状況を改善していくためには，経営トップの意識・行動の改革，社員の意識向上・内部統制の充実の両面から，経営トップが自ら取り組んでいくことが重要と考えられる。独禁法については，その違反の可能性があるという危機意識は約半数あるものの，独占禁止法の研修・監査は十分行われているとは言いがたく，社員の意識向上あるいは内部統制の充実のための企業の施策が強く望まれる。

独禁法改正により課徴金減免制度が導入されたにもかかわらず，それに対応する監査が行われている率が極めて低い状況にあった。また，課徴金減免制度を活用したいと考えている企業は約 4 分の 1 にとどまっているが，今後，実際の事例が生じるにつれて，問題意識も高まってくるのではないかと期待される。